

概要版

第3次小金井市基本構想
後期基本計画

元気です ^も 萌えるみどりの小金井市

平成18年3月

小 金 井 市



はじめに

20世紀は戦争の時代とも言われ、世界は2度の大戦を経験したにもかかわらず、その後も局地的な紛争などが世界各地で発生するという混沌とした時代でした。一方では、科学技術の飛躍的な発展により、私たちは、物質的な豊かさを実感する反面、過度のエネルギー消費による環境破壊が地球的規模の問題を引き起こし、環境問題は国境を越えて、すべての国々が取り組むべき喫緊の課題となっています。

21世紀は、これらの反省から、世界中の人々が希求する平和の世紀でなければなりません。また、物質的な豊かさから心の豊かさへの転換を進め、良好な環境を引き継ぐため、自然と共生する循環社会を築いていく必要があります。

このような状況のもと、个性的で魅力あるまちづくりを進めるため、市では、平成13年3月、「第3次小金井市基本構想」を策定し、同年11月には、「第3次基本構想・前期基本計画」を策定したところです。今般、この前期基本計画の終了年度の到来を機に、新たな行政課題や時代潮流の変化にも対応するため、ここに「第3次基本構想・後期基本計画」として取りまとめました。

「協働の時代」ともいわれる21世紀の中にあって、より一層市民参加を推進し、福祉、健康、教育、文化、環境や安全・安心のまちづくりなど、重要課題の解決に向け、これからも、市民の皆様とともに「自信と活力に満ちた元気な小金井」を創造してまいります。

最後に、多くのご意見をいただくなどご支援ご協力をいただいた市民の皆様、貴重な時間をいただきご議論いただいた市議会議員の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成18年3月

小金井市長

箱崎孝彦

目次

計画の期間・構成	2
施策の体系	3
◆施策の課題と計画	5
1 みどり豊かで快適な魅力あるまち (環境と都市基盤)	5
2 いきいきとした暮らしを支えるまち (地域と経済)	7
3 豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち (文化と教育)	8
4 安心してくらせる生きがいのあるまち (福祉と健康)	9
◆基本構想実現のために (計画の推進)	10

計画の期間・構成

この計画は、平成13年3月に定めた第3次小金井市基本構想に基づく後期基本計画であり、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までを計画期間とする5年間の計画です。

基本構想

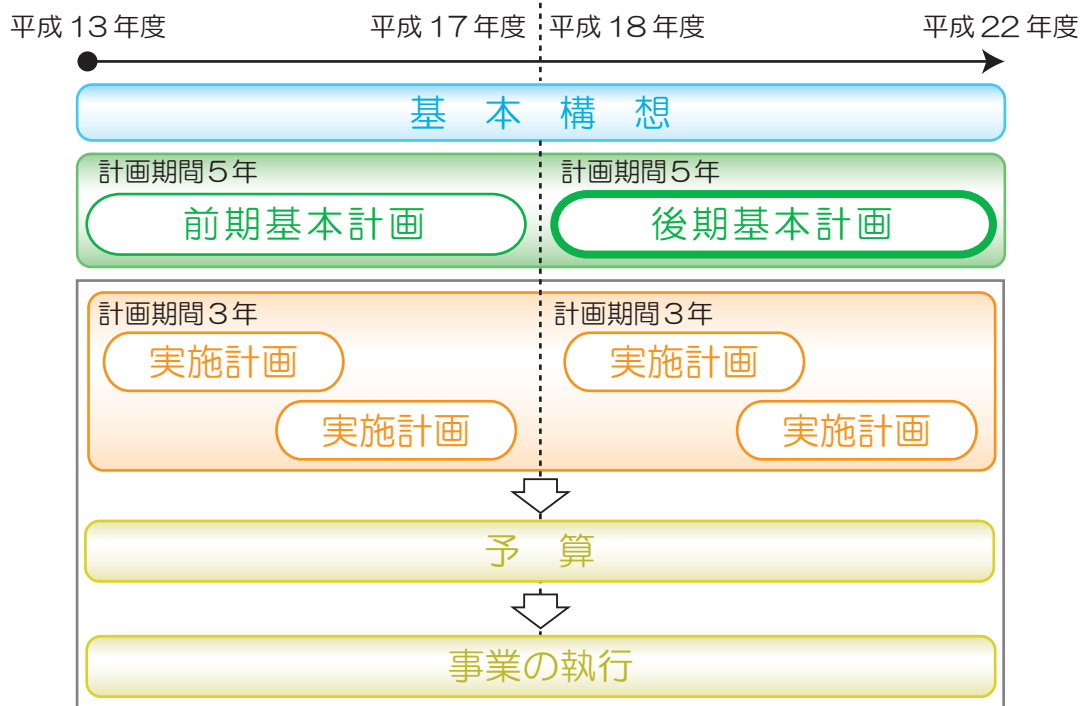
平成13年度から平成22年度を計画期間とした行政施策の最上位計画で、将来の都市像とまちづくりの目標、施策の大綱を定めたものです。

基本計画

基本構想を実現するため、行政分野別に現況と課題を明らかにし、施策の大綱を具体化・体系化したものです。このうち、平成17年度までを前期基本計画、平成22年度までを後期基本計画とします。

実施計画

基本計画で明らかにされた施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと事業年度を明らかにしたもの（計画期間3年）です。



<第3次基本構想の概要>

まちづくりの基本姿勢

1. 市民生活の優先

2. 公共計画の先導

3. 市民自治による推進

将来像

元気です も 萌えるみどりの小金井市

将来像実現のための4つの柱

みどり豊かで快適な
魅力あるまち
(環境と都市基盤)

いきいきとした
暮らしを支えるまち
(地域と経済)

豊かな人間性をはぐくむ
ふれあいのあるまち
(文化と教育)

安心してらせる
生きがいのあるまち
(福祉と健康)

基本構想実現のために（計画の推進）

後期基本計画・施策の体系

みどり豊かで快適な魅力あるまち (環境と都市基盤)

みどりと水

- みどりをはぐくむしくみづくり
- みどりの保全
- みどりの創出
- 水辺の拡大

市街地整備

- まちの顔となる駅周辺の整備
- 魅力的な市街地

道 路

- 道路の整備
- 人にやさしい交通環境の整備
- 公共交通機関の整備

河 川

- 河川の整備
- 用水路の整備

住宅・住環境

- 良質な住宅の供給
- 快適な住環境の整備
- 安全な住環境の整備

上下水道

- 水の安定供給
- 下水道の維持・管理

地域環境衛生

- 循環社会の形成
- ごみの処理
- まちの美化

人と自然の共生

- 環境にやさしいしくみづくり
- 地球環境への負荷の軽減
- 公害発生防止体制の充実

防 災

- 計画的な災害対策の推進
- 防災都市づくり
- 防災体制の強化

地域情報ネットワーク

- 情報社会への対応
- 地域情報化の推進

いきいきとした くらしを支えるまち (地域と経済)

創造的産業の育成

- 創造的産業の振興
- 創造的産業の支援

商店街の活性化

- 商業振興の計画的推進
- 商業環境の整備
- 魅力ある商業・商店街づくりの推進
- 地域商業の育成・支援

既存工業の高度化

- 既存工業の振興
- ふれあい工業の推進

農業の新たな発展

- 農業基盤の確立
- 農業との交流促進

消費者生活・勤労者の福祉

- 自立した消費者の育成
- 勤労者福祉の向上

雇用の拡大

- 雇用の場の創出
- 雇用機会の拡大

豊かな人間性をはぐくむ ふれあいのあるまち (文化と教育)

市民文化

- 市民文化の創造
- 文化的都市環境の整備
- 文化交流の推進

男女共同参画

- 第3次行動計画
「個性が輝く小金井男女平等
プラン」の推進

コミュニティ活動と生涯学習

- 活動の場の充実
- 生涯学習活動の推進
- コミュニティ活動の推進

スポーツ・レクリエーション

- スポーツ・レクリエーション
活動の支援
- スポーツ・レクリエーション
施設の充実

幼児教育

- 家庭と地域の共同教育の推進
- 幼児教育の充実

学校教育

- 教育内容・方法の充実
- 学習環境の整備・充実

安心してらせる 生きがいのあるまち (福祉と健康)

高齢者福祉

- いきいきらせる地域づくり
- 安心・安全の仕組みづくり
- 介護予防事業の充実
- 介護保険事業の充実

子ども家庭福祉

- 子どもの健全育成支援
- 子育て家庭の支援
- 地域の子育ち・子育て環境の
充実

障害者福祉

- バリアフリーのまちづくり
- 日常生活の支援
- 医療との連携

低所得者・ひとり親家庭福祉

- 低所得者福祉
- ひとり親家庭福祉

健康・医療

- 保健活動の充実
- 医療体制の充実
- 医療保障制度の拡充

基本構想実現のために (計画の推進)

情報公開と市民参加の拡充

- 広報・広聴活動の充実
- 情報公開・個人情報保護制度
の適正な運用
- 協働によるまちづくりの推進

効果的・効率的な行政運営

- 行政組織の簡素化・効率化
- 事務事業の効果的・効率的推
進

財政の健全化

- 歳入の安定
- 歳出の適正化

計画的行政の推進

- 計画の具体化と推進
- 広域行政の推進

みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）

1 みどりと水

市民、事業者、市が連携して健全な水循環を取り戻し、良好なみどりの環境をはぐくむための意識の啓発、しくみづくりを進めます。

みどりの保全や創出、水辺の拡大を計画的に推進し、市民が身近にうるおいとやすらぎを感じることができるようなみどりと水のネットワークの形成をめざします。

2 市街地整備

JR中央本線連続立体交差事業との整合性を図りながら、個性的で魅力的な駅と駅周辺の整備・開発を進めます。

また、豊かな自然やゆとりのある都市空間に、市民一人一人が魅力を感じることができる市街地の形成を図ります。



3 道路

JR中央本線連続立体交差事業にあわせ、主要道路や生活道路の整備を促進し、環境に配慮した安全で機能的な道路網の整備をめざします。

安全で住みよいまちにするために、総合的な交通安全対策を推進し、事故の防止に努めます。また、子どもや高齢者、障害のある人が安心して歩けるバリアフリーの道路整備を図ります。

公共交通機関である鉄道とバスの効率的な接続と円滑な運行を確保し、市民が安全で快適に利用できる公共交通体系の構築をめざします。



4 河川

野川、仙川については、治水の観点とともに、清流の確保、水辺に近づけるような場の整備、豊かな生態系の復活などによる親水の場としての整備を東京都に要望します。

また、先人の貴重な遺産である用水路は、それぞれの地域の状況にあわせて、計画的な清流の復活や遊歩道化を推進します。



5 住宅・住環境

公社住宅等の建替えにあたっては、公社等との連携をとりながら、地域の生活環境の整備と住宅の量と質の向上を図っていきます。

市民の住宅の増改築を支援するため、需要に応じた住宅増改築資金融資制度等の充実を図るとともに、高齢社会に対応し、在宅で自立した生活が続けられる住宅施策を推進します。

市街化農地の宅地化にあたっては、地区計画等を導入し、自然と調和した住宅供給を図ります。

また、安心してくらするまちをめざし、安全な環境づくりや地域ぐるみの防犯対策を進めます。

6 上下水道

上水道は、安定した水の供給を行うとともに、限りある水資源を有効に活用するため、配水管網の整備を進め、漏水防止と耐震性の強化を図ります。

下水道は、既存の下水道施設の更新及び高機能化を図るとともに、河川の水質を保全するため合流式下水道の改善を進めます。



7 地域環境衛生

市民、事業者、市がともに強い当事者意識をもち、それぞれの役割を果たすことによって、環境への負荷を軽減した資源循環社会の形成に努めます。

ごみの減量・資源化をさらに推進するとともに処理方法を改善し、ごみ処理環境の見直しを図ります。

また、市民の協力を得て、清潔で美しいまちづくりを推進します。

8 人と自然の共生

環境への負荷を軽減し、自然にやさしい社会を実現するため、社会経済活動や生活様式を見直し、市民、事業者、市が協力しながら、人と自然が共生できる地域づくりを進めます。

また、騒音、振動、悪臭など都市型・生活型の環境問題については、市民、事業者、市が一体となって対策を講じるとともに、監視体制の強化を図り、市民が安心して快適にすごせるまちづくりに努めます。

9 防災

都市基盤整備による建物の不燃化や公共空間の確保により、市民が安心して生活できる災害に強い都市づくりを推進します。

また、災害時にも慌てることなく、冷静かつ迅速に対応することができるよう防災意識の向上、自主防災組織の強化、救護体制の充実等を図ります。

防災対策の拠点となる防災センターの設置に努めます。



10 地域情報ネットワーク

小金井市IT戦略構想及び前期IT基本計画に基づき、ITを活用したウェブコミュニティの創造等による活気あふれるまちづくりをめざします。

また、行政における情報化を推進し、市民生活、福祉、文化・教育、防災など多方面に寄与する双方向の情報伝達機能の充実を図るとともに、情報教育、学習活動を推進します。

いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）

1 創造的産業の育成

都心に近く、交通の利便性に優れている本市の特性を活かして、研究開発型の産業や情報、環境、福祉、健康などの成長産業を積極的に誘致し、産業活性化の核として育成を図ります。

武蔵小金井駅・東小金井駅周辺を文化施設や研究機関、IT などを含む先端産業の業務地域とし、魅力的な創造的産業の拠点として整備を進めます。



2 商店街の活性化

地域に根ざした特色ある商店街づくりのため、商工会・TMO等と連携し、個々の店舗の魅力向上や商店街のバリアフリー化など、快適な商業空間の整備を支援します。また、駅周辺では、市街地再開発事業や区画整理事業等により環境の整備を行うことで、商店街の活性化をめざします。

商業の高度化・情報化に向けて、インターネットを活用した商店街マップや買物情報の提供、高齢者等を対象とした宅配事業の導入を支援します。

さらに、市民のニーズに対応し、地域コミュニティの核となる商店街づくりをめざします。

3 既存工業の高度化

既存工業の振興を図るため、周囲の環境と調和した住・工共存のまちづくりを進めるとともに、経営の安定化・高度技術化への転換育成に努めます。

また、地域産業の情報提供や市民まつりなどのイベントを通じ、地域産業の認知・PRや地域との交流を促進します。

4 農業の新たな発展

都市農地を保全するため、農業振興計画を基本に、生産緑地の保全や市民農園などの公共的な活用を推進します。

また、租税制度の改正要望や農業団体の活動支援、認定農業者制度の導入、流通販売ルートの拡大等を通じ、農業経営の安定化を促進します。

農業への市民の理解を深めるため、地場生産、地場流通システムの確立及び営農者、農業団体、市民が一体となった有機栽培の取組などを進めるとともに、植木、草花、生鮮野菜の販売、農業祭などにより、農業者と市民との交流拡大を図ります。



5 消費者生活・勤労者の福祉

自立した消費者の育成を図るため、市民の消費生活に関する学習・情報提供・交流活動の拠点となる消費生活センターを整備します。また、国や東京都、消費者団体連絡協議会等との連携により、市民の消費生活に関する意見の収集や消費生活相談の充実に努めます。

中小企業に働く勤労者の労働環境、福利厚生などの向上を図るため、勤労者福祉サービスセンター事業を充実します。

6 雇用の拡大

既存産業とともに、研究開発型産業や情報、環境、福祉、健康などの新たな産業の育成を図り、雇用の拡大に努めます。また、高齢者や障害のある人、女性の雇用を促進し、社会参加と自立を支援していきます。

豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち（文化と教育）

1 市民文化

市民の多様な文化活動を支援するとともに、市民が気軽に文化にふれられる環境を整備します。武蔵小金井駅南口地区に文化活動や交流の拠点となる「（仮称）市民交流センター」を整備するとともに、美しい街並みづくりを進め、文化的都市環境の整備を図ります。また、水とみどりの豊かな自然環境をいかし、小金井市立はけの森美術館を中心とした芸術・文化圏の創造を図ります。

友好都市である三宅村の復興支援を継続的に行い、民間交流をさらに充実・発展させます。また、国際化時代に対応した市民レベルの国際交流や友好都市づくりを検討します。



2 男女共同参画

男女がともに自立し、尊重しあい、自らの意思によって政治、経済、文化等に参画できる社会の形成に向けて、さまざまな分野での共同参画の取組を推進します。

また、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場での啓発を通じて、人権の尊重と男女平等の意識を醸成していきます。

3 コミュニティ活動と生涯学習

公民館や図書館等の施設の整備を図るなど、市民のコミュニティ活動や生涯学習の活動の場の充実を図ります。

市民が気軽にいつでも参加できる多様な学習機会の充実を図るとともに、これらの活動を通じた市民の交流を促進します。

地域リーダーの育成やボランティア活動の支援を通じて、市民が地域社会づくりに積極的にかかわり、その中で自らの役割が実感できる地域コミュニティの形成をめざします。

4 スポーツ・レクリエーション

だれもが気軽に参加できる各種のスポーツ・ニュースポーツ教室やレクリエーションを開催し、市民の健康増進とスポーツ・レクリエーションの振興・普及を図ります。

また、スポーツ施設の整備や小・中学校等の体育施設の利用拡大等により、市民ニーズに応えうる身近な活動の場の提供に努めます。

5 幼児教育

家庭教育の役割を再認識するとともに、家庭と幼稚園、保育園、児童館などとの連携のもとに、地域社会と一体となった幼児教育を推進します。

多くの幼児が心身の発達に応じた個性豊かな教育が受けられるよう、地域の教育環境の充実に努めます。

6 学校教育

児童生徒一人一人が新しい時代に柔軟に対応する能力を身につけ、心身ともに健全な発達ができるよう学校教育及び学習環境の充実をめざします。

地域社会とともに、児童生徒が安心して充実した学校生活を過ごすことができるよう開かれた安全な学校づくりをめざします。



安心してくらせる生きがいのあるまち（福祉と健康）

1 高齢者福祉

高齢者が社会に積極的に参加できるよう生きがい対策や就業対策などの環境整備を進めるとともに、高齢者与其他世代とがふれあい、支えあう地域づくりを推進します。

また、高齢者の自立を支援するために、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう介護予防事業の充実を図るとともに、介護が必要となった場合には、適切なサービスが受けられるよう介護サービスの基盤整備に努めます。



2 子ども家庭福祉

子どもの人権が尊重される社会環境づくりを進めるとともに、健全育成のための地域環境の充実をめざします。

すこやかな子どもの成長を支えるため、子育て家庭の支援に努めます。

家庭の負担を軽減し、地域における子育ての拠点として期待される保育所・保育サービスの充実をめざします。

3 障害者福祉

障害のある人が、地域社会のなかで尊厳を持ち、自立した社会生活が営めるよう社会、経済、文化、スポーツ等あらゆる分野の活動に参加できるバリアフリーのまちづくりの実現をめざします。

また、障害を早期に発見し、速やかな療育により障害の程度を軽減できる体制を整備するとともに、障害のある人が自立した生活をおくれる環境づくりを推進します。

4 低所得者・ひとり親家庭福祉

生活困窮者の生活を保障するとともに、生活実態に即した支援を充実し、生活の向上と自立の助長に努めます。

ひとり親家庭については、経済的自立と安定した生活が営めるよう助成制度や相談体制の充実を図ります。



5 健康・医療

市民自らが健康の保持と増進が図られるよう健康教育や健康相談等を充実・強化し、健康診査や予防の充実によって、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

また、医療機関との連携と協力体制のもとに、かかりつけ医制度の充実を図るとともに、初期医療体制を整備します。

基本構想実現のために（計画の推進）

1 情報公開と市民参加の拡充

開かれた市政の実現をめざし、情報の公開を積極的に推進します。

市民一人一人がまちづくりの担い手であるという視点で、情報通信技術等新たな手法も活用し、計画の策定段階から実行段階まで、幅広い市民参加によるまちづくりを推進します。

2 効果的・効率的な行政運営

社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応できる行政組織の確立を図るとともに、指定管理者制度等による民間の活力の導入を積極的に進め、行政評価に基づく事務事業の効率化、行政組織のスリム化を推進します。

行政サービスの中核となる新庁舎の建設を推進します。



3 財政の健全化

地方税制や財政制度の抜本的改善を国と東京都に働きかけるとともに、自主財源の拡充による歳入の安定をめざします。

常に、財政の動向を的確に把握するとともに、人件費など経常経費の削減や長期的展望にたった効果的・効率的な財政運営により、歳出の適正化を図ります。

4 計画的行政の推進

基本構想を実現するため、施策の具体化とその実現方法を明らかにした基本計画、事業内容と財政の裏付けを明らかにした実施計画を策定します。これらの計画の推進にあたっては、行政評価等を活用しながら、目標を設定し、その達成状況を公表します。

また、必要に応じて課題別計画を策定するとともに、広域的な行政課題については、関係自治体等との協力・連携を図っていきます。





本市では、昭和33年10月1日に市制を施行し、これを記念して、毎年10月1日を市制記念日としています。
この市章は、市制施行を記念して一般公募により定められたもので、小金井市が桜で有名なところから、桜の花びらを配し、小金井の「小」の文字を図案化して、本市を表象しています。

第3次小金井市基本構想 後期基本計画（概要版）

小金井市 企画財政部 企画課

〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3
Tel：042-387-9800 Fax：042-387-1224
<http://www.city.koganei.lg.jp/>